

令和 5 年 度

定期監査結果報告書

(第 2 次)

会 計 課
防 災 危 機 管 理 室
市 民 協 働 部
都 市 整 備 部
消 防 本 部 ・ 消 防 団
教 育 委 員 会

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について(令和5年度第2次)

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。
なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象部局等 会計課、防災危機管理室、市民協働部、都市整備部、消防本部・消防団、教育委員会
- 3 監査の実施期間
令和5年12月1日(金)から令和6年2月8日(木)まで
- 4 監査の対象及び範囲
財務に関する事務の執行等 令和5年10月末日現在
物品、現金等の管理 検査日現在
- 5 監査の着眼点
監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- 6 監査の方法
今回の監査は、主に令和5年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。
- 7 監査の結果
監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。
なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである(地方自治法第199条第14項)。

【監査項目】

一般会計

(会計課)

- 1 有価証券等の出納管理

(防災危機管理室)

[歳出]

- 1 防災対策費
(1) 地域防災力強化事業費

(市民協働部)

[歳入]

- 1 公園テニスコート使用料 (スポーツ推進室)

[歳出]

- 2 市民協働総務費 (市民協働総務課)
- 3 町内公民館等運営費補助 (地域コミュニティ推進課)
- 4 子ども読書推進費 (生涯学習課)
(1) ブックスタート事業費
(2) 子どもの読書活動推進事業費
- 5 人権・同和対策費 (人権・同和・男女共同参画課)
- 6 安心安全まちづくり推進費 (生活安全推進課)

(都市整備部)

[歳入]

- 1 新大牟田駅駐車場用地賃借料 (国県道路・地域交通対策課)
- 2 大牟田駅自動車整理場収益金 (土木管理課)
- 3 建築確認等申請手数料 (建築住宅課)

[歳出]

- 4 水防対策費 (都市総務課)
- 5 公園管理費(委託料) (都市計画・公園課)
- 6 新大牟田駅駐車場関係費 (国県道路・地域交通対策課)
- 7 橋梁長寿命化事業費 (土木建設課)
- 8 地籍調査費 (国土調査室)
- 9 排水対策基本計画推進費 (流域治水推進室)

(消防本部・消防団)

[歳入]

- 1 消防手数料 (予防課)

[歳出]

- 2 消防団自動車管理費 (総務課)

(教育委員会)

[歳出]

- 1 事務局総務費 (総務課)
2 情報教育推進事業費 (学校教育課)
3 学校給食関係費 (その他委託料) (学務課)

【個別指摘事項】

一般会計

(市民協働部)

- 1 公園テニスコート使用料 (スポーツ推進室)

今回の定期監査において、以下のような事例が見受けられた。

- ・大牟田市体育施設条例施行規則第8条には、使用料は使用しようとするときまでに納入しなければならない。ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認められるときは、使用後に納入することができるとなっている。令和2年度第2次定期監査時には、大会等の場合は大会終了後に使用料を支払うことができると規定があり、大会等以外の場合も同じ運用をしていたため個別指摘していたが、現在はその規定もなく大会等で使用後に使用料が納入されていた。
- ・使用料が使用許可時間ではなく実際の使用時間で徴収されていたものがあった。
- ・使用許可していた日に使用取消(変更)許可申請を提出することなく使用せず、使用料も納入されていなかった。
- ・6ヶ月分の施設予約ができる定期利用団体が、予約していた日に連絡等もなく使用しなかった分の使用料を、キャンセル料の規定がないにも関わらず、キャンセル料として後日徴収していた。過去2回の定期監査時に、キャンセル料徴収についての根拠を整理するよう指導及び個別指摘していたが、何の措置も講じられず同じ事務処

理が続けられていた。

- ・令和5年4月2日、9日及び5月4日分の使用料について、使用許可時に半額免除とすべきところ誤って全額免除としていたため、使用料が徴収されていなかった。その使用料は、5月30日にまとめて徴収されていたが、徴収事務委託者が作成した施設利用調定簿に再計上されており、使用件数と使用人数が二重計上となっていた。
- ・10月26日にテニスコート2面の使用届出に対し、1面分しか使用料を徴収していなかった。不足の1面分は、10月12日に使用料を納入していたが使用しなかったコート1面分の使用料を充当していた。体育施設条例第12条には使用料の不返還について定めがあり、体育施設施行規則第11条の特別の理由があると認め返還する場合にも該当せず、後日の使用料に充当することは不適切である。令和2年度第2次定期監査時にも同様の事務処理がみられ、運用を検討するよう指導していたが同じ事務処理を続けていた。

歳入事務に関しては、法令等に基づき行うことが原則であり、根拠のない徴収や運用は認められない。

改めて、公園テニスコート使用料の徴収事務について、条例等を遵守した事務の執行となるよう改善を強く求める。

不適切な徴収事務が長年改善されず、2度にわたり同様の指摘を受けたことを重く受け止め、適正な事務を確実に遂行されたい。

(教育委員会)

1 事務局総務費

(総務課)

小学校校長（県費負担教職員）が全国連合小学校長会へ出席するための費用を、旅費として支出していた。

市町村立の小中学校の教職員の給料その他の給与については、市町村立学校職員給与負担法によって都道府県の負担とされている。また、地方財政法第28条の2には「地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない」と規定されている。

このことから、市から旅費を支出するのは適当ではない。

【検討、改善を要する事項】

一般会計

(教育委員会)

1 事務局総務費

(総務課)

印刷機賃貸借契約及びデジタルモノクロ複合機賃貸借契約に関して、契約保証金の免除について、口頭での確認のみで、証する資料は提出されていなかった。

契約保証金はその請負契約上の義務の履行を確保するための担保であり、その減免については、大牟田市契約規則第23条の2第3号に「契約の相手方が、過去2年間に国等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。」と規定されており、口頭のみでは、大牟田市契約規則第23条の2第3号に該当するかの確認が不十分と考える。

確認が適切に行われるよう、改善されたい。